

おくやみハンドブック



(令和5年度 第二版)



ご遺族の方へ

このたびは、大切な方のご逝去を悼み、謹んでお悔み申し上げます。

中央区では、ご遺族の方が必要となる区役所での主な手続きをまとめたハンドブックを作成しましたので、ご活用ください。

なお、亡くなられた方により、手続きは異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

目次

| | |
|------------------------------|------|
| 来庁時の持ち物について | P.2 |
| 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安） | P.3 |
| 区役所での主な手続きチェックリスト | P.5 |
| 主な手続き | |
| ①戸籍・住民記録 | P.7 |
| ②年金 | P.10 |
| ③保険 | P.11 |
| ④介護 | P.13 |
| ⑤高齢者 | P.15 |
| ⑥障害・保健 | P.17 |
| ⑦子ども | P.25 |
| ⑧特別区民税・都民税 | P.30 |
| ⑨原付バイク | P.31 |
| ⑩その他 | P.32 |
| 亡くなられた方が会社員だった場合 | P.33 |
| お墓の改葬の手続きについて | P.34 |
| 区役所以外での主な手続き一覧 | P.35 |
| 相続に関する手続きチェックリスト | P.37 |
| 不動産の相続登記の申請が義務化されます | P.39 |
| 法定相続情報証明制度について | P.41 |
| その他の相談 | P.43 |
| 区民葬儀を利用したい方 | P.44 |

来庁時の持ち物について

手続により必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。詳しくは、P.7～32をご覧ください。

ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または基礎年金番号通知書及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証など

本人確認書類について

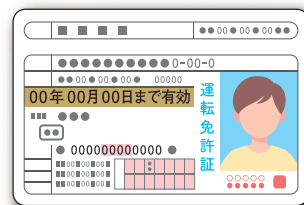
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

| | 葬儀・法要 | 届出・手続き | 税金 |
|--------|--|---|---|
| 3ヶ月以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 | <ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (35 ページ参照) ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 | <ul style="list-style-type: none"> (37 ページ参照) |
| 4ヶ月以内 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (37 ページ参照) |
| 10ヶ月以内 | | <ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (38 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など | <ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請 |
| 1年以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 | <ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 | |

中央区で必要な手続きについては7ページから、受付窓口と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

区役所での主な手続きチェックリスト (手続き事項をご確認いただき、該当ページを参照してください)

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

| 区分 | 番号 | 手続き事項 | チェック | 該当ページ |
|-----------|----|---|--------------------------|-------|
| ① 戸籍・住民記録 | 1 | 亡くなられた方の本籍地が中央区にある方 | <input type="checkbox"/> | P.7 |
| | 2 | 中央区に住民票の登録をしていた方 | <input type="checkbox"/> | P.8 |
| | 3 | 世帯主だった方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 4 | 印鑑登録をしていた方 | <input type="checkbox"/> | P.9 |
| | 5 | 通知カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった方 | <input type="checkbox"/> | |
| ② 年金 | 6 | 国民年金に加入していた方または国民年金を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | P.10 |
| ③ 保険 | 7 | 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた方 | <input type="checkbox"/> | P.11 |
| | 8 | 保険料の未納がある方(国保・後期) | <input type="checkbox"/> | P.12 |
| | 9 | 保険料に過払いがある方(国保・後期) | <input type="checkbox"/> | |
| ④ 介護 | 10 | 65歳以上または介護認定を受けていた方 | <input type="checkbox"/> | P.13 |
| | 11 | 高額介護サービス費を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 12 | 保険料の未納がある方(介護) | <input type="checkbox"/> | P.14 |
| | 13 | 保険料に過払いがある方(介護) | <input type="checkbox"/> | |
| ⑤ 高齢者 | 14 | おとしより介護応援手当を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | P.15 |
| | 15 | おむつ代助成を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 16 | 一般寝台の貸与を受けていた方 | <input type="checkbox"/> | P.16 |
| | 17 | 緊急通報システムを利用していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 18 | 徘徊高齢者探索システム費用助成を受けていた方 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑥ 障害・保健 | 19 | 身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちだった方 | <input type="checkbox"/> | P.17 |
| | 20 | 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 21 | 障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証など各種サービス受給者証をお持ちだった方 | <input type="checkbox"/> | P.18 |
| | 22 | 東京都心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)をお持ちだった方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 23 | 医療費助成制度の認定を受けていた方 | <input type="checkbox"/> | P.19 |
| | 24 | 心身障害者福祉手当を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 25 | 難病患者福祉手当を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | |

| 区分 | 番号 | 手続事項 | チェック | 該当ページ |
|-------------|--------------|---|--------------------------|-------|
| ⑥ 障害・保健 | 26 | 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | P.20 |
| | 27 | 特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | P.21 |
| | 28 | 特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）の対象だった児童 | <input type="checkbox"/> | |
| | 29 | 自動車燃料費助成、おむつ代助成、身体障害者電話料金助成 | <input type="checkbox"/> | P.22 |
| | 30 | 知的障害者位置情報サービス費用助成を受けていたまたは端末機を使用していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 31 | 緊急通報システムを利用していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 32 | 福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | P.23 |
| | 33 | 東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をお持ちだった方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 34 | 公害医療手帳をお持ちの方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 35 | 被爆者健康手帳をお持ちの方 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑦ 子ども | 36 | 子ども医療証に記載の保護者の方 | <input type="checkbox"/> | P.25 |
| | 37 | 児童手当・特例給付を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | P.26 |
| | 38 | 18歳以下の児童（児童に一定程度以上の障害がある場合、20歳未満）の保護者だった方 | <input type="checkbox"/> | P.27 |
| | 39 | 児童扶養手当、児童育成手当を受給していた方 | <input type="checkbox"/> | |
| | 40 | 保育園に通園・申し込みしている子がいる方 | <input type="checkbox"/> | P.28 |
| | 41 | 学童クラブを利用している子がいる方 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑧ 特別区民税・都民税 | 42 | ①就学援助費または就学奨励費を受給していた方 ②これから就学援助費または就学奨励費の受給を希望する方 | <input type="checkbox"/> | P.29 |
| | 43 | 特別区民税・都民税を納めていた方 | <input type="checkbox"/> | P.30 |
| 44 | 口座振替で納税していた方 | <input type="checkbox"/> | | |
| ⑨ 原付バイク | 45 | 原付バイク（125cc以下）を所有していた方 | <input type="checkbox"/> | P.31 |
| ⑩ その他 | 46 | 犬を飼っている方 | <input type="checkbox"/> | P.32 |
| | 47 | 個別に行政サービスの提供を受けている方 | <input type="checkbox"/> | |

① 戸籍・住民記録

1

亡くなられた方の本籍地が中央区にある方

(本籍地が中央区以外にある方は、本籍地の区市町村へお問い合わせください。)

手続き詳細

死亡届を受けて戸籍に記載をします。死亡事項の記載に要する日数は、死亡届を中央区に出された場合は原則として3日後(日曜日及び閉庁日を除く)、中央区以外の区市町村に死亡届を出された場合はおおむね10日前後となります。

また、年金や相続の手続きなどで戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)が必要な場合、請求できるのは相続人に当たる方です。

※配偶者、直系血族または相続人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|---|--|
| 窓口 | <p>【戸籍謄本などを取得する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者との相続関係が確認できる資料</p> <p>※中央区の戸籍で確認できる場合は不要です。 ※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。</p> | <p>① 区民生活課 戸籍係 ☎ 03-3546-5317</p> <p>② 日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253</p> <p>③ 月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153</p> |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 区民生活課 戸籍係 ☎ 03-3546-5314 |

MEMO

2 中央区に住民票の登録をしていた方

手続き詳細

死亡届を提出した区市町村を經由して住民票は除票となります。このため、住民票の除票に関する手続きはありません。ただし、亡くなられた方が世帯主であった場合は別途手続きが必要となる場合があります。また、亡くなられた方の住民票の除票が必要な場合は、死亡届の内容が住民票に反映されてから交付が可能です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|--|--|
| 窓口 | 【住民票の除票を取得する場合】 <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との相続関係が確認できる資料 (戸籍謄本などの相続人と確認できる資料) | ①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 |

3 世帯主だった方

手続き詳細

亡くなられた方以外に世帯員が2名以上いる場合は、世帯主が亡くなられた日から14日以内に世帯主の変更届が必要です。手続きができるのは、亡くなられた方と同じ世帯員の方または代理人です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|---|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※代理人による手続きの場合は、委任状と委任者の本人確認書類の写しも必要です。 | ①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 |

① 戸籍・住民記録

4 印鑑登録をしていた方

手続き詳細

亡くなられた方の印鑑登録は住民票の除票に伴い抹消となります。そのため、印鑑登録証はご返却いただくか、ご自宅で破棄をお願いします。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|--|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証 (窓口で回収を希望する場合のみ) | ①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 |

5 通知カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続き詳細

通知カードまたはマイナンバーカードについては、相続などの手続きで必要になる場合があります。(※法令上の返納義務はありません。)

なお、死亡届の提出によって、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは失効します。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|--|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の通知カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード | ①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 |

② 年金

6 国民年金に加入していた方または国民年金を受給していた方

手続き詳細

加入または受給していた年金の種類などにより、手続き内容・手続き場所が異なります。
保険年金課年金係にお問い合わせください。
期限は手続き内容によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
手続きできる方は手続き内容により異なります。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-----------------|--|
| 窓口 | 詳しくはお問い合わせください。 | ①保険年金課年金係 ☎ 03-3546-5371 【厚生年金受給の方】 ②中央年金事務所 ☎ 03-3543-1411(代) |

MEMO

③ 保険

7 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた方

手続き詳細

(1) 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証などをご返却ください。加入者が亡くなられたことにより、送付先変更の解除をご希望の場合は申請が必要です。なお、亡くなられた方の資格は死亡日の翌日で自動的に喪失するため、資格喪失の届出は不要です。

※国民健康保険については、亡くなられた方が世帯主だったときは「世帯主変更届」が必要です。

(2) 「葬祭費」の申請ができます。期限は葬儀を行った日の翌日から2年以内です。申請できるのは、葬儀を行った方(喪主)または代理人です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|--------------------------------|--|---|
| 窓口 ※世帯主変更は窓口のみとなります。 | (1)について <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証など (2)について <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが分かるもの (喪主の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬はがき) <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方(喪主)の銀行口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。 | (1)被保険者証などについて ①保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362 (2)葬祭費について ②保険年金課給付係 ☎ 03-3546-5360 ③日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ④月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | ①保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362 ②保険年金課給付係 ☎ 03-3546-5360 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

8 保険料の未納がある方(国保・後期)

手続き詳細

詳細はご相談ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 窓口・電話 | <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 | 保険年金課 収納推進担当 ☎ 03-3546-5368 |

9 保険料に過払いがある方(国保・後期)

手続き詳細

保険料の還付が決定した場合、「保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書」を亡くなられた方あてに送りますので、代表相続人は還付金を請求してください。
後日指定された口座に還付します。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|---|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 代表相続人申立書 (保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書に記入) | ①保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 |

MEMO

④ 介護

10 65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き詳細

介護保険被保険者証の返却が必要です。
ご家族などが手続きができます。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 | 介護保険課 介護認定係 ☎ 03-3546-5385 |

11 高額介護サービス費を受給していた方

手続き詳細

未支給分がある場合、振込口座の変更が必要になります。
手続きが必要な方には、後日、書類を郵送します。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|--|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など (亡くなられた方と手続きされる方の関係が分かるもの) ※ 手続内容により必要なものが異なります。 | ① 介護保険課 事業者支援給付係 ☎ 03-3546-5377 ② 日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③ 月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 介護保険課 事業者支援給付係 ☎ 03-3546-5377 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

12 保険料の未納がある方(介護)

手続き詳細

詳細はご相談ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 窓口・電話 | <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 | 保険年金課 収納推進担当 ☎ 03-3546-5368 |

13 保険料に過払いがある方(介護)

手続き詳細

保険料の還付が決定した場合、「保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書」を亡くなられた方あてに送りますので、代表相続人は還付金を請求してください。
後日指定された口座に還付します。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|---|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 代表相続人申立書 (保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書に記入) | ①保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 |

MEMO

5 高齢者

14 おとしより介護応援手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分を親族が受けとるための手続きが必要な場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|--------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など (亡くなられた方と手続きされる方の関係が分かるもの) ※ 手続内容により必要なものが異なります。 | 高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355 |

15 おむつ代助成を受給していた方

手続き詳細

未支給分を親族が受けとるための手続きが必要な場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|--------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> おむつ代領収書 など ※ 助成対象月などによって必要なものが異なります。 | 高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

16 一般寝台の貸与を受けていた方

手続き詳細

一般寝台をご返却いただくための手続きが必要です。
ご連絡ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-------|--------------------------------------|
| 電話 | — | 高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355 |

17 緊急通報システムを利用していた方

手続き詳細

設置機器を取り外すための手続きが必要です。
ご連絡ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-------|--------------------------------------|
| 電話 | — | 高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355 |

18 徘徊高齢者探索システム費用助成を受けていた方

手続き詳細

機器をご返却いただくための手続きが必要です。
ご連絡ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-------|--------------------------------------|
| 電話 | — | 高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355 |

⑥ 障害・保健

19 身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちだった方

手続き詳細

身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をご返却ください。
※ご希望により、手帳に貼付されている写真はご返却が可能です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|-----------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 (更生医療) | 障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 |

20 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方

手続き詳細

有効期限が残っている場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をご返却ください。
※ご希望により、手帳に貼付されている写真はご返却が可能です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|--|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 (精神通院) | ①障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 ②健康推進課予防係 ☎ 03-3541-5930 ③日本橋保健センター 健康係 ☎ 03-3661-3515 ④月島保健センター 健康係 ☎ 03-5560-0765 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

21

障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証など各種サービス受給者証をお持ちだった方

手続き詳細

受給者証をご返却ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 各種サービス受給者証 | 障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 |

22

東京都心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)をお持ちだった方

手続き詳細

- ①受給者証をご返却ください。
- ②都外の医療機関を受診した方は、医療費の還付請求ができます。
手続きできるのは、亡くなられた方の親族の方などです。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | 【医療費の還付請求】 <input type="checkbox"/> 医療費領収書 <input type="checkbox"/> マル障受給者証 <input type="checkbox"/> 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者との相続関係が確認できるもの) | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⑥ 障害・保健

23 医療費助成制度の認定を受けていた方

手続き詳細

- (1) 難病医療費助成
- (2) B型C型肝炎医療費助成
- (3) 小児慢性医療費助成
- (4) 育成医療費助成 など

受給者証、医療券などをご返却ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|--|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 医療券など | ①健康推進課予防係 ☎ 03-3541-5930 ②日本橋保健センター 健康係 ☎ 03-3661-3515 ③月島保健センター 健康係 ☎ 03-5560-0765 |

24 心身障害者福祉手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分の請求が必要になる場合があります。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可) | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

25 難病患者福祉手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分の請求が必要になる場合があります。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|--|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可) | ①健康推進課予防係 ☎ 03-3541-5930 ②日本橋保健センター健康係 ☎ 03-3661-3515 ③月島保健センター健康係 ☎ 03-5560-0765 |

26 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給していた方

手続き詳細

- ①資格喪失手続きが必要です。
- ②未支給分の請求が必要になる場合があります。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可) | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

MEMO

⑥ 障害・保健

27 特別児童扶養手当または児童育成手当(障害手当)を受給していた方

手続き詳細

- ①資格喪失手続きとともに、新規認定請求が必要です。亡くなられた日から15日以内の申請の場合、亡くなられた月の翌月分から支給となります（特別児童扶養手当のみ）。
- ②手当証書をご返却ください（特別児童扶養手当のみ）。
- ③未支給分の請求が必要になる場合があります。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | 【新規認定請求】 <input type="checkbox"/> 請求者と児童の戸籍謄本 （特別児童扶養手当のみ） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、愛の手帳 （お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者および対象児童のマイナンバー確認書類 【手当証書の返却】 <input type="checkbox"/> 手当証書 （特別児童扶養手当のみ） 【未支給分の請求】 <input type="checkbox"/> 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

28 特別児童扶養手当または児童育成手当(障害手当)の対象だった児童

手続き詳細

- ①資格喪失または額改定手続きが必要です。
- ②手当証書をご返却ください（特別児童扶養手当のみ）。手続きできるのは特別児童扶養手当の受給者です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | 【手当証書の返却】 <input type="checkbox"/> 手当証書 （特別児童扶養手当のみ） | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

29 自動車燃料費助成、おむつ代助成、身体障害者電話料金助成

手続き詳細

資格喪失手続きなどが必要です。未請求の助成金がある場合、請求することができます。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> 領収書 | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

30 知的障害者位置情報サービス費用助成を受けていたまたは端末機を使用していた方

手続き詳細

資格喪失手続きなどが必要です。未請求の助成金がある場合、請求することができます。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|-----------------|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | 詳しくはお問い合わせください。 | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

31 緊急通報システムを利用していた方

手続き詳細

設置機器を取り外すための手続きが必要です。ご連絡ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-------|------------------------------------|
| 電話 | — | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

⑥ 障害・保健

32 福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券を受給していた方

手続き詳細

福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券をご返却ください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券 <input type="checkbox"/> リフト付ハイヤー利用券 | 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 |

33 東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をお持ちだった方

手続き詳細

東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をご返却ください。
手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|--|---|
| 窓口 | ICカード式（PASMO）の場合は手続きが異なります。詳しくは②にお問い合わせください。 | ①障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 ②都営交通 お客様センター ☎ 03-3816-5700 |

34 公害医療手帳をお持ちの方

手続き詳細

公害医療手帳のご返却と返還届をご提出ください。
※遺族補償費などの支給対象となる場合、亡くなられた日から2年以内に手続きが必要です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|--------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 公害医療手帳 ※詳しくはお問い合わせください。 | 管理課保健係 ☎ 03-3546-5400 |

35 被爆者健康手帳をお持ちの方

手続き詳細

- ①被爆者健康手帳などをご返却ください。
- ②葬祭料の支給を申請することができます。
手続きできるのは戸籍法の規定による死亡の届出義務者です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|--|----------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 第一種、第二種健康診断受給者証 <input type="checkbox"/> 各種手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書 【葬祭料の支給申請】 上記に加え、 <input type="checkbox"/> 亡くなられた被爆者の方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことの証明 ※詳しくは東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課（03-5320-4473）にお問い合わせください。 | 健康推進課予防係 ☎ 03-3541-5930 |

MEMO

36 子ども医療証に記載の保護者の方

手続き詳細

保護者の変更手続きが必要です。

手続きできるのは、児童、児童と住民票上同一世帯の方または代理人です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|---|--|
| 窓口 | <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童の健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。 | ①子育て支援課 子育て支援係 ☎ 03-3546-5350 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 03-3546-5350 |

MEMO

37 児童手当・特例給付を受給していた方

手続き詳細

(1) 受給者の変更手続きが必要です。手続きできるのは、児童を養育している方です。

【期限】

亡くなられた日の翌日から 15 日以内

(2) 未支給分がある場合、請求することができます。

請求できるのは、児童、児童と住民票上同一世帯の方または代理人です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|---------------|--|--|
| 窓口 | 【受給者の変更手続き】 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者の銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 健康保険証（申請者が国家公務員共済または地方公務員等共済の組合員である場合のみ） 【未支給分の請求】 <input type="checkbox"/> 対象児童の銀行などの口座番号が分かるもの ※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。 | ①子育て支援課 子育て支援係 ☎ 03-3546-5350 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 |
| 郵送 (本庁舎のみ) | 詳しくはお問い合わせください。 | 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 03-3546-5350 |

MEMO

7 子ども

38 18歳以下の児童（児童に一定程度以上の障害がある場合、20歳未満）の保護者だった方

手続き詳細

ひとり親支援（児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成）を受けられる場合があります。

手続きできるのは、児童を養育している方です。

【期限】

- ①児童扶養手当、児童育成手当…亡くなられた日の翌日から 15 日以内
- ②ひとり親家庭等医療費助成制度…申請日から助成

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | 【窓口】 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 申請者および児童の戸籍謄本 （発行後 1 か月以内のもの、亡くなられた記載があるものに限る。） その他、申請者のご事情により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。 【郵送】 詳しくはお問い合わせください。 | 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 03-3546-5350 |

39 児童扶養手当、児童育成手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分がある場合、請求することができます。

手続きできるのは、児童、児童と住民票上同一世帯の方または代理人です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの（受取の権利がある方名義） 詳しくはお問い合わせください。 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。 | 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 03-3546-5350 |

40 保育園に通園・申し込みしている子がいる方

手続き詳細

亡くなられた方により手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
 手続きできるのは、亡くなられた方と同じ世帯の方です。
 代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|-----------------|--------------------------------|
| 窓口・郵送 | 詳しくはお問い合わせください。 | 保育課 保育入園係 ☎ 03-3546-5227 |

41 学童クラブを利用している子がいる方

手続き詳細

亡くなられた方により手続きが必要な場合があります。
 詳しくはご利用している学童クラブにお問い合わせください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|-----------------|---|
| 窓口・郵送 | 詳しくはお問い合わせください。 | ①築地学童クラブ ☎ 03-3544-0127 ②新川学童クラブ ☎ 03-3553-2084 ③堀留町学童クラブ ☎ 03-3661-8937 ④浜町学童クラブ ☎ 03-3669-3386 ⑤佃学童クラブ ☎ 03-3531-7811 ⑥月島学童クラブ ☎ 03-3533-0885 ⑦勝どき学童クラブ ☎ 03-3531-3250 ⑧晴海学童クラブ ☎ 03-3534-3021 |

7 子ども

42

- ①就学援助費または就学奨励費を受給していた方
- ②これから就学援助費または就学奨励費の受給を希望する方

手続き詳細

国公立の小学校または中学校に通っている児童生徒の保護者で所得要件などの認定要件を満たす方に対して、学用品費などを支給しています。

申請する時期により、支給金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

手続きできるのは、国公立の小学校または中学校（就学奨励の場合は特別支援学級など）に通っている児童生徒の保護者です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|--------------------------------------|
| 窓口・郵送 | <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 (マイナンバーカードの写しなど) | 教育委員会事務局 学務課学事係 ☎ 03-3546-5513 |

MEMO

⑧ 特別区民税・都民税

43 特別区民税・都民税を納めていた方

手続き詳細

亡くなられた方の特別区民税・都民税の納付が済んでいない場合（未納や未到来分）は、相続人に納税の義務が承継されるため、相続人代表者の指定が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|------------|--------------------------|
| 窓口・郵送 | 個別にご案内します。 | 税務課課税係 ☎ 03-3546-5270 |

44 口座振替で納税していた方

手続き詳細

口座の廃止または変更が必要です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|------------|--------------------------|
| 窓口・郵送 | 個別にご案内します。 | 税務課収納係 ☎ 03-3546-5277 |

MEMO

9 原付バイク

45 原付バイク(125cc以下)を所有していた方

手続き詳細

廃車または名義変更の手続きが必要です。
手続きの内容により期限は異なります。詳しくはお問い合わせください。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|-------|---|--------------------------|
| 窓口・郵送 | 【窓口】 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 ※手続きの内容によりその他 必要な書類があります。 【郵送】 詳しくはお問い合わせください。 | 税務課管理係 ☎ 03-3546-5267 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

⑩ その他

46 犬を飼っている方

手続き詳細

所有者の変更が必要です。
手続きできるのは新しく飼い主となられた方または代理人です。

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-----------------|----------------------------------|
| 窓口 | 詳しくはお問い合わせください。 | 生活衛生課 生活衛生係 ☎ 03-3541-5936 |

47 個別に行政サービスの提供を受けている方

手続き詳細

各担当部署にサービス提供の中止のご連絡をお願いします。
広報紙の個別配送 など

| 申請方法 | 必要なもの | 受付窓口 |
|------|-------------------|-------|
| — | 各担当部署にお問い合わせください。 | 各担当部署 |

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。手続きの際は勤務先にご確認ください。

| 項目 | 期 日 | 備 考 |
|-----------------|------|---|
| 死亡退職届の提出 | 速やかに | 故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。 |
| 身分証明書(社員証など)の返却 | | 健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。 |
| 国民健康保険などへの加入 | | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 |
| 最終給与、退職金などの請求 | | 預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。 |
| 埋葬料の請求 | 2年以内 | 協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 |
| 遺族厚生年金の請求 | 5年以内 | <p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳または基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求者の所得の証明書、住民票、振込先口座番号の分かるものなど</p> <p>【手続き先】 最寄りの年金事務所にご相談ください。</p> |

1 新しい改葬先を確保

改葬先の墓地の管理者から墓地の使用許可証を発行してもらいます。

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書（遺骨を特定できる証明書）を発行してもらいます。（区の改葬許可申請書をご利用ください。）

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書（埋葬証明書）、墓地の使用許可証、遺骨との関係を確認できる戸籍の証明書、本人確認書類

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨の取り出し

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出し業者の依頼など詳細は墓地の管理者にお問い合わせください。

5 納骨

改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※散骨や手元供養の場合は異なります。

◇このほか、地域による風習や墓石の制限など、墓地の管理者や地域の情報を前もってお調べいただくとともに、手続きを始める前に、ご親族内で話し合われることをおすすめします。

問い合わせ先

区民生活課戸籍係
☎ 03-3546-5317

MEMO

区役所以外での主な手続き一覧

チェック欄☑は、該当する場合や手続きが完了した際などにお使いください。

| 番号 | 手続きの種類 | 主な手続き | 問い合わせ先など | ☑ |
|----|--|--|---|--------------------------|
| 1 | 生命保険 預貯金口座 クレジットカード 有価証券など | 死亡保険金や入院給付金の請求、口座凍結解除の手続き、名義変更など | 各契約会社・金融機関など | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 固定電話・携帯電話 インターネット・プロバイダー ケーブルテレビなど | 契約継承・名義変更・解約 | 各契約会社など | <input type="checkbox"/> |
| 3 | NHK受信料 | 名義変更・解約 | ☎ 0570-077-077 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 水道（上下水道） | 水道の使用中止・開始・名義変更、料金支払い変更（口座振替等） | 東京都水道局お客さまセンター ☎ 0570-091-100（ナビダイヤル） または、☎ 03-5326-1101 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 電気・ガス料金など | 名義変更・解約 | 領収書に記載されている会社・営業所 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 運転免許証 | 返納 | 最寄りの警察署にお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | パスポート | 返納・失効手続き | 東京都パスポート電話案内センター ☎ 03-5908-0400 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 不動産登記関係 | 土地・家屋等相続登記 ※令和6年4月から相続登記が義務化されます。詳しくは東京法務局ホームページや本冊子P39・40をご覧ください。 | 管轄している法務局にお問い合わせください。 東京法務局 ☎ 03-5318-0261 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 国民年金・厚生年金を受給していた | 必要な手続きをお問い合わせください。 | 日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 共済年金を受給していた | 必要な手続きをお問い合わせください。 | 加入していた共済組合 | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 所得税・消費税（準確定申告・納税）について | 必要な手続きや申告期限などをお問い合わせください。 | 日本橋税務署 （代表）☎ 03-3663-8451 | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 相続税（申告・納税）について | ※国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができますので、ご活用ください。 | 京橋税務署 （代表）☎ 03-4434-0011 ※自動音声に従って「1」を選択し、国税局電話相談センター（一般相談窓口）にお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> |

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

| 番号 | 手続きの種類 | 主な手続き | 問い合わせ先など | <input checked="" type="checkbox"/> |
|----|-----------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 13 | 固定資産税について | 相続人など新たな所有者となった方の申告(現所有者申告)、振替口座の変更 | 土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。 中央都税事務所 (代表) ☎ 03-3553-2151 | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 二輪車(125cc超)、自動車 を所有していた | 名義変更・廃車手続き | 【相続人の住所が品川・世田谷ナンバー管轄の場合】 東京運輸支局 ☎ 050-5540-2030 (相続関係問い合わせコード03121) 【相続人の住所が上記以外の場合】 相続人の住所を管轄する運輸支局等にお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> |
| 15 | 軽自動車(四輪、三輪)を 所有していた | 名義変更・廃車手続き | 軽自動車検査協会東京主管事務所 ☎ 050-3816-3100 | <input type="checkbox"/> |
| 16 | 在留カード、特別永住者 証明書の交付を受けていた | 在留カード・特別永住者 証明書のご返却をお願いします。 ※中央区役所では手続き できません。 また、返却には在留カード または特別永住者証明書と、 死亡の事実を証する書面の 写しが必要です。 | 返却先について 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局おだ いば分室 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 ☎ 03-3599-1068 【直接持参する場合】 東京出入国在留管理局審査 管理部門(2階 D窓口) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 ☎ 0570-034259 (内線210) | <input type="checkbox"/> |
| 17 | 東京都シルバーパス を持っていた | 各バス営業所等にご返却 ください。 詳細は東京バス協会にお 問い合わせください。 | 東京バス協会 ☎ 03-5308-6950 (シルバーパス専用電話) | <input type="checkbox"/> |

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

| ☑ | 項目 | 期 日 | 備 考 |
|---|-----------|-------|--|
| ☐ | 相続人の調査・確定 | 速やかに | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 |
| ☐ | 遺言書の探索 | | 自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 |
| ☐ | 遺言書の検認 | | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。 |
| ☐ | 相続財産の調査 | | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所（例えば、市役所の資産税課や都税事務所など）で「名寄帳（亡くなった方の保有している不動産をまとめた証明書）」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 |
| ☐ | 相続放棄・限定承認 | 3ヶ月以内 | 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 |
| ☐ | 所得税の準確定申告 | 4ヶ月以内 | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 |

| ☑ | 項 目 | 期 日 | 備 考 |
|---|--------------------|-------------------------|--|
| ☐ | 遺産分割協議 (協議書の作成) | 相続人全員の 協議が まとまったら | 共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や税務署、法務局などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。 |
| ☐ | 相続税の申告・納付 | 10ヶ月以内 | 各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数 |

MEMO

「相続登記の申請の義務化」など不動産に関するルールが大きく変わります。

●なぜ変わったの？

不動産の相続登記がなされないことにより所有者不明の土地が発生し、災害が発生した際の復興事業等の土地の円滑・適正な利用に支障が生じていました。また、所有者不明の建物の発生により、適正に管理されない空き家が増加し、治安の悪化や倒壊等のおそれが生じています。



そこで、不動産の相続による所有者の登記を義務付け、所有者不明の不動産の発生予防を図ることとなりました。

※不動産相続登記とは

土地や建物等の所有者がお亡くなりになった場合に、その土地や建物等の所有者を相続人に名義変更する手続きのことです。

●相続登記をしなかったら？

正当な理由なく、相続登記を怠ったときは、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

令和6年4月より前に発生した相続でも、不動産の相続登記がされていないものは義務化の対象になるので、注意が必要です。

●相続人で必要な遺産分割を行い、今のうちから相続登記を速やかに行いましょう。

●相続登記はどこで手続きするの？

不動産の所在地の法務局（登記所）で行います。

●手続き方法は？

登記申請書を提出して、名義書き換えを行います。

- ①遺言書による相続
- ②遺産分割協議による相続
- ③法定された割合による相続

などがあり、ケースにより必要な登記や書類が異なります。

● 相続登記の手続きの流れ < 法定相続分のとおり相続したケース >

ステップ 1 必要書類の取得

① 相続が開始したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本
- 被相続人の住民票の除票または戸籍附票
- 相続人の戸籍謄本

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税 (通常は収入印紙で納付)

④ 委任状 (代理人が申請する場合)

ステップ 2 登記申請書の作成

● 法務局 (登記所) に提出する登記申請書を作成します。

ステップ 3 登記申請書の提出

● 不動産の所在地を管轄する法務局 (登記所) に登記申請書と添付書面を提出します。

ステップ 4 登記完了

● 法務局 (登記所) から登記完了証・登記識別情報通知書の交付を受けます。

相続登記の申請義務化以外にも多くの変更 (改正) があります！

- 共有制度の見直し
共有物の変更・管理が円滑にできるように
- 相続制度の見直し
特別受益及び寄与分の適用が一定の期間までに制限
- 財産管理制度の見直し
所有者不明土地建物・管理不全状態土地建物に特化した財産管理人を選任できるように
- 相続土地国庫帰属制度の創設
一定の要件を満たす土地を国へ帰属させることが可能に
- 相隣関係の規律の見直し
不明確だった隣地使用権・ライフライン設置権の明文化

これらの不動産に関するルールの変更は
令和 5 年 4 月から段階的に施行されます！

あなたと家族をつなぐ相続登記
～相続登記・遺産分割を進めましょう～

法務省ホームページ



【協力・監修／東京司法書士会中央支部】

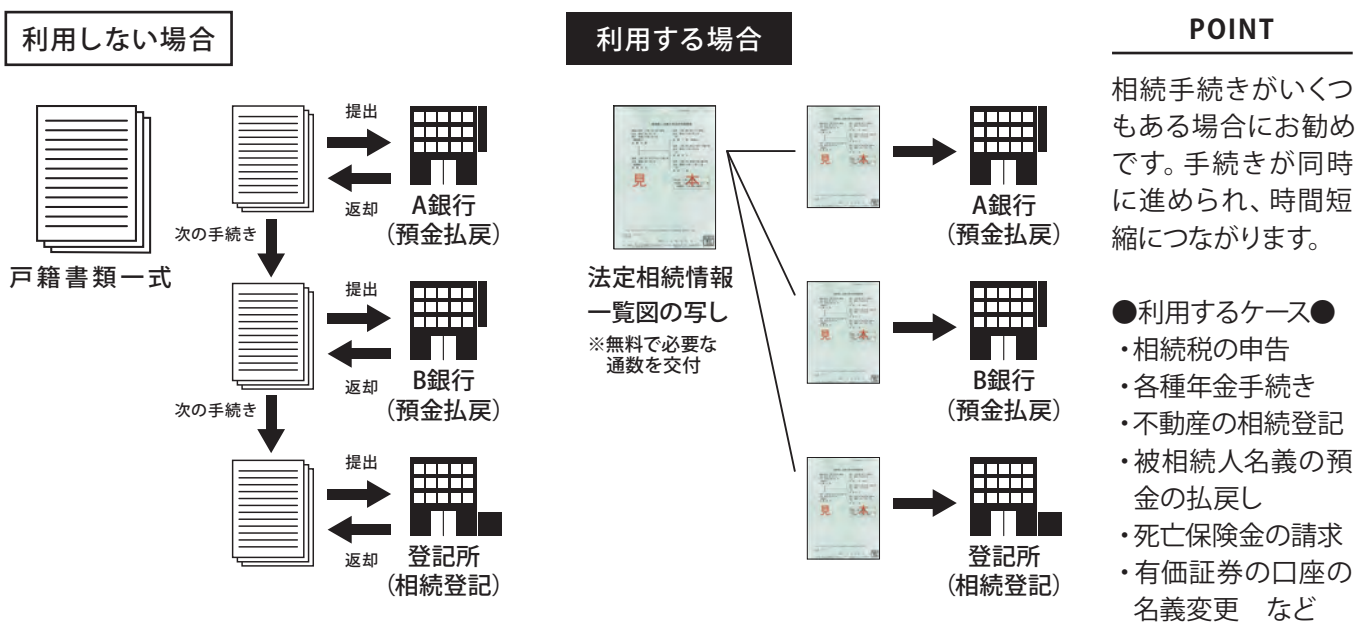
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- STEP1 市区町村の窓口で戸籍除籍謄本などを収集します。
- STEP2 法定相続情報一覧図を作成します。（※2）
- STEP3 所定の申出書（申請書）を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図は5年間保管されます。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを（右図見本）、必要な通数の交付の申出をします。戸籍除籍謄本などは返却されます。



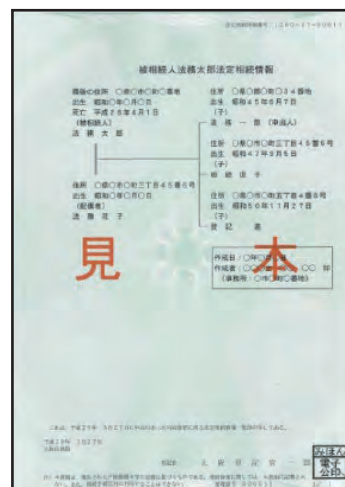
③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

（※2）POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※3）に依頼することも可能です。

（※3）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索



MEMO

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

その他の相談

区役所1階にある区民相談室での主な相談

| 相談内容 | 実施日 | 時間 | 問い合わせ先 |
|---|-----------|-----------------------------|----------------|
| ① 法律相談 | 毎週金曜日 | 午後1時から 午後4時 【要予約】 | ☎ 03-3546-9590 |
| ② 行政書士相談 東京都行政書士会中央支部 | 毎月第3水曜日 | | |
| ③ 不動産取引相談 (公社)全日本不動産協会中央支部 | 毎月第3月曜日 | | |
| ④ 土地家屋調査測量・表示登記相談 東京土地家屋調査士会千代田・中央支部 | 毎月第4木曜日 | | |
| ⑤ 司法書士相談 東京司法書士会中央支部 | 毎月第1火曜日 | | |
| ⑥ 成年後見・司法書士相談 東京司法書士会中央支部 | 毎月第3火曜日 | | |
| ⑦ 遺言・公証相談 中央区内の各公証役場 | 毎月第1水曜日 | | |
| ⑧ 税務相談 | 毎月第2・4水曜日 | | ☎ 03-3546-5266 |
| ⑨ 年金相談 | 偶数月の第4水曜日 | | ☎ 03-3546-5370 |

日本橋特別出張所・月島特別出張所での主な相談

| 相談内容 | 場所 | 実施日 | 時間 | 問い合わせ先 |
|------|----------|-----------------|-----------------------------|----------------|
| 法律相談 | 日本橋特別出張所 | 毎月第2・4水曜日 | 午後1時から 午後4時 【要予約】 | ☎ 03-3546-9590 |
| | 月島特別出張所 | 毎月第1・3月曜日 | | |
| 年金相談 | 日本橋特別出張所 | 5月、9月、1月の第3水曜日 | 【要予約】 | ☎ 03-3546-5370 |
| | 月島特別出張所 | 7月、11月、3月の第4水曜日 | | |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

区民葬儀を利用したい方

葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行う葬儀です。

対象者

亡くなられた方が、葬儀を行う方が23区内にお住まいであれば、ご利用できます。

利用できるもの

祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器のうち、必要なものを選択・組み合わせることができます。

- その他葬儀に必要な諸費用が別料金としてかかります。
- 詳しい内容や料金は問い合わせ先（消費生活係）または取扱指定店にご確認ください。

受付窓口

- ① 区役所区民生活課戸籍係
- ② 日本橋特別出張所区民係
- ③ 月島特別出張所区民係

【夜間・休日】区役所本庁舎宿日直受付

区民葬儀の申し込みの流れ

1. 区民葬儀取扱指定店に区民葬儀利用の申し出をする。
2. 区役所等に死亡届を提出した時に、区民葬儀券の交付を申し出て、受け取る。
3. 取扱指定店に区民葬儀券をお渡しする。

区内の区民葬儀取扱指定店（令和5年4月現在）

- 日本橋式典 住所：中央区東日本橋1-4-3
☎ 03-6280-3344
- (株)三特興業社 住所：中央区日本橋茅場町2-17-3
ブルーハイツ茅場町504号
☎ 03-3527-2202
- (株)グローバルケア 住所：中央区佃3-3-3
☎ 03-5548-2170
- (有)三谷葬儀社 住所：中央区月島3-7-7
☎ 03-3531-1390

問い合わせ先

区民生活課消費生活係 ☎ 03-3546-5332

MEMO

お近くのオフィスで！ (東京/新宿/池袋/錦糸町/北千住/立川/八王子/地方拠点も多数)

相続トラブル 相続税申告 不動産登記 など
相続のお困りごとは、ベリーベストに全ておまかせ！

こんなお困りごとはありませんか？



- ☑ 相続人同士で揉めてしまい、話が進まない。
- ☑ 不動産の遺産分割の方法に納得がいかない。
- ☑ 不平等な遺言で、遺産がもらえない。
- ☑ 相続税が多額になりそう。減額したい。
- ☑ 義務化に備えた不動産登記をしておきたい。



**1つでも
該当したら…**

相続に精通した士業が揃うベリーベストへ相談！

相続問題をワンストップで対応

各士業が揃うベリーベストでは、グループ内の連携で、多岐に渡る相続問題を解決へと導くことが可能です。

遺産相続専門チーム



不動産の相続をしたら
司法書士



揉め事が起きたら
弁護士



相続税が発生したら
税理士

初回相談 60分無料

お客様のご相談内容に合わせて、弁護士や税理士とご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

全国対応 (60拠点以上)

相続人の方々がそれぞれ遠方にお住まいの場合も、全国60拠点以上のオフィスで対応することが可能です。

相続専門チームが対応

遺産相続専門チームが、それぞれのケースに応じた最善の解決方法をご提案し、対応いたします。

まずはお気軽にお問い合わせください

お電話で [平日] 9:30~21:00 [土日祝] 9:30~18:00

0120-159-057

「お悩みハンドブック」をご覧いただいた旨をお伝えください。

WEBで ホームページからメールでお問い合わせください。メールフォームは24時間受付

<https://souzoku.vbest.jp>

※メールのみでの法律相談の対応は行っておりません。
 ※メール受付完了後、詳細内容やご来所のご希望拠点の確認のため、オペレーターから連絡いたします。

メールフォームは
こちらから



ベリーベスト法律事務所

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR 六本木麻布台ビル11階
 ●ベリーベスト弁護士法人 (第一東京弁護士会所属)

ベリーベスト税理士事務所

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR 六本木麻布台ビル11階



弁護士 萩原達也
 (第一東京弁護士会)

HPはこちらから！
 相続に関するコラムや
 たくさんの情報を公開
 しています。



株式会社グローバルケア 直営メモリアルサロン

手元供養 こころ ショールーム Kokoro



お位牌・過去帳承ります * 国産中心に各宗派対応
 ショールームで実物をご覧いただけます * 仏壇仏具展示販売中



まずはお気軽にお電話でご相談ください



ショールーム店長
齋藤裕美

株式会社グローバルケア 直営メモリアルサロン

手元供養 こころ ショールーム Kokoro

営業時間 午後10時～午後5時 年末年始を除き無休

東京都中央区佃3丁目2番7号

月島駅2番口 徒歩約3分

ご注文・お問合せ



0120-088-778

◆ハンドブックご持参特典:その場で全品10%割引になる「Kokoroくらぶ」に無料登録できます。

ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方
に
おすすめ
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9:00～17:30 (年中無休)

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)介護サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)介護サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

有楽町駅3分、銀座一丁目駅1分
 相続登記・遺産整理・相続手続の無料相談は
 相続専門の司法書士・行政書士の無料ダイヤル

よいよはなし
 ☎ 0120-414-874

相続登記

遺産整理

相続手続
 全般



相続登記・遺産整理・遺産分割協議等
 相続手続のお悩みは、「業歴20年」、
 相続専門の司法書士・行政書士
 リーガルサービスにご相談ください。
 ☆しあわせ遺産相続のHPも好評です
 (【しあわせ遺産】で検索)☆



司法書士・行政書士
 1級FP技能士
野谷 邦宏

セミナー・相談会
 実績多数

出版・メディア掲載
 実績多数

- ・小学館『週刊ポスト GOLD 相続の大改正』2022年10月31日増刊号
- ・小学館『週刊ポスト GOLD 採めない相続』2021年1月1日増刊号
- ・小学館『週刊ポスト』2022.12.16号
- ・小学館『週刊ポスト』2022.7.1号
- ・小学館『週刊ポスト』2021.9.10号
- ・小学館『週刊ポスト』2021.8.27・9.3合併号
- ・小学館『週刊ポスト』2021.7.30・8.6合併号
- ・小学館『週刊ポスト』2020.9.18・25号

- ・小学館『週刊ポスト』2020.9.11号
- ・シニア女性誌『ハルメク(halmek)』2021年8月号
- ・終活専門誌『終活読本 ソナエ (産経新聞出版)』2021年新春号
- ・終活専門誌『終活読本 ソナエ (産経新聞出版)』2020年新春号
- ・主婦と生活社『週刊女性』2020年1月1日号
- ・PFP研究所『THE 21』2020年1月号
- ・ダイヤモンド社『相続&事業承継(決定版)』2018年

所在地

東京相談室：
 中央区八重洲2-11-2 城辺橋ビル
 (有楽町駅3分・銀座一丁目駅1分)

ホームページ

しあわせ遺産

検索



相続登記義務化・
 遺産整理・
 相続手続全般
 のご相談
完全対応!!

法務でしあわせを届ける専門家グループ



司法書士法人・行政書士

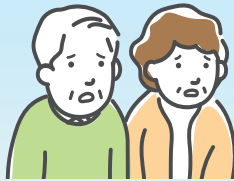
リーガルサービス

お気軽にお問合せ・ご相談ください

よいよはなし
 ☎ 0120-414-874

24時間電話受付

土日夜間も無料相談(要予約)



何から手をつければ
いいのかわからない

調べれば調べるほど
不安になる

「不安な相続」を「安心の相続」に

▼ 私たちがサポートいたします! ▼

税理士法人 原会計事務所

お客様のご不安に寄り添うべく、
私たちは事務所を運営してまいりました。
どんな些細なことでも、まずはご相談ください。

「安心の相続」を、
私たちがお助けいたします。



ご相談例 1

相続について、
何から始めれば
良いですか？

まずは、税理士にご相談いただく
ことからお勧めしております。
相続手続きにはスピードが要され、
早いものは相続発生から3ヶ月以
内に始めなければならないものも。
必要なこと全てを把握している専
門家へ相談いただければ、それだ
けでも心が落ち着くはずです。

ご相談例 2

親族間でもめそうな
気がしています…

遺産分割協議がうまくまとまるよう
に、税務面からの助言を行えます。
相続は皆様がソワソワしてしまう
もの。無用な争いを避けるためにも、
適切な助言ができる税理士に
ご相談ください。遺産分割協議書
の作成も可能です。

ご相談例 3

相続税の申告は
自分でできますか？

相続税の申告はかなり難しく、工
程は複雑です。また、本当に申告
が必要かどうかの判断も必要に
なってきます。
相続税に関して頭を抱えてしまう
前に、専門家にお任せください。
節税のアドバイスも交えつつ、書類
作成・手続き代行を承ります。

無料相談 実施して
おります

プライバシー厳守

密を避けるためにお電話ください。

ご相談のお問合せはこちらまで

☎ **03-3552-5500**

営業時間 月～金 9:00～17:30 定休日 土・日曜日、祝祭日

税理士法人 原会計事務所 本店

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL. 03-3552-5500(代表)
FAX. 03-3552-5400

安藤会計支社

〒273-0002 千葉県船橋市東船橋5-3-3
TEL. 047-424-5566
FAX. 047-424-5744

市川支社

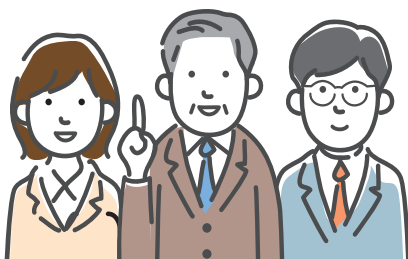
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
(市川税務署前)
TEL. 047-333-6666(代表)
FAX. 047-333-8811

相続相談カフェ sosoca

千葉県市川市北方1-16-6
TEL. 047-333-3344
月～金 10:00～17:00



お気軽にご相談いただけるように、市川市には相続相談カフェもございます！
もちろん、本店事務所にもお気軽にお越しください。



遺品整理は「えんど」におまかせください。

心を込めて誠実な遺品整理をお約束します。

1K30,000円からの 安心価格でご対応!

対応エリア 千葉・東京・埼玉・神奈川・茨城



| 基本料金 | |
|------|------------------|
| 間取り | 基本料金(税込み) / 作業時間 |
| 1K | 30000円～ 2時間～ |
| 1DK | 49000円～ 2.5時間～ |
| 1LDK | 68000円～ 3時間～ |
| 2DK | 93000円～ 3.5時間～ |
| 2LDK | 118000円～ 4時間～ |
| 3DK | 143000円～ 5時間～ |
| 3LDK | 168000円～ 5時間～ |
| 4DK | 193000円～ 5時間～ |
| 4LDK | 218000円～ 5時間～ |

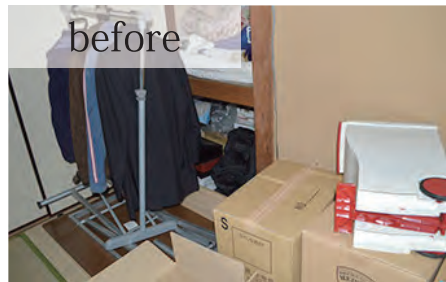
コミコミの料金体系

遺品整理に必要な作業が全て含まれております。
「わかりやすい料金体系」と「明朝会計」を心がけています。
価格一覧にある基本料金は概算の相場としてご参考いただき、
詳細の金額についてはお問合せください。



1DK作業実績例

作業時間2.5時間
費用67,000円



2LDK作業実績例

作業時間4時間
費用180,000円



遺品整理 不用品回収

えんど
<http://endento.co.jp/>

東京営業所 東京都中央区日本橋 2-2-3 リッシュビルUCF 4階
本社 千葉県市川市新井1-12-27
TEL:047-396-7778 FAX:047-396-7771
千葉北営業所 千葉県四街道市鹿放ヶ丘212-9

営業時間
8:00~19:00
(年中無休)

0800-111-7775

LINEで簡単に
問い合わせ



ID @endento



遺品整理・特殊清掃

武蔵シンクタンク(株)

家周りのお困りごとを
誠心誠意サポート



「お客様目線」に立った提案型
サポートサービスを展開いたします。



武蔵シンクタンク株式会社
代表取締役 塩田 卓也

◀ ご用命は365日24時間いつでも対応 ▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった後、
家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

汚染物撤去や除菌・
消臭など自分だけ
ではできないもの

特殊清掃

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

不要になった
物件を処分したい

不動産買取り

- ◆テレビ朝日「報道ステーション」
2020年8月19日
- ◆TBS「あさチャン!」
2020年8月21日
- ◆TBS「あさチャン!」
2020年12月8日
- ◆テレビ朝日「スーパーJチャンネル」
2021年4月21日

【メディア出演実績多数】



Before



After

見積もり・ご相談無料

武蔵シンクタンク株式会社
東京都八王子市堀之内2-29-5
KEYAKIマナビル1階



LINE公式
@041aosgv



サイコー ム サ シ
0120-315-634

24時間365日対応可能

担当者直通 080-6793-5171

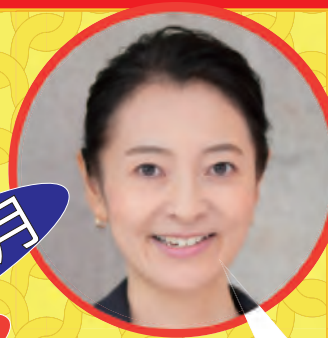
URL: <https://musashithinktank.jp/>

武蔵シンクタンク

検索



相続税申告



は法律で期限があります

正確は期限4ヶ月

遺産分割？

相続財産？

よくわからなくても大丈夫！
ご連絡はお早めに！

女性税理士が対応可！

怖くない！丁寧で物腰し柔らかな女性税理士が対応可能です。

完全個室で守秘義務徹底

お客様の大切な情報が漏れないよう最大限努めております。

明瞭会計！無料事前お見積り

後から別の名目等で手数料等を頂戴することがありません。

税務申告実績 10,000 件以上

事務所創業 40 年！地元での圧倒的実績でご愛顧頂いております。

複数の税理士が税額計算！

セカンドオピニオンを依頼しなくても複数の専門家がチェックします。

ワンストップ相続を実現！

あちこち電話する必要なし！弁護士・司法書士・宅建士等とも連携します。

24 時間 365 日
お問合せ



提携税理士法人に直通でワンストップ！

☎ 0120-888-474

最近の税制改正で申告義務のある方が増加しています。相続財産が 3,600 万円を超えそうな方・分からない方、遠慮なくご相談ください。

電話・郵送・メール
ZOOM 等で完結も！

お越しただかなくても大丈夫です！



リバティ税理士法人 × 不動産の相続支援(有)

東京都中央区銀座 1 丁目 12 番 4 号 N&E BLD.6F

センスが良いとほめられる お米の香典返し



はちだ い め ぎ へ え
全国お届け可能 京都八代目儀兵衛のオンラインストアにお任せ下さい。

重要文化財
協力: 京都・東山 圓徳院
長谷川等伯「山水図襖」



偲シリーズ「貴船」(お米2合×12個・お供) 16,500円(税込)

幅広い価格帯

1,000~50,000円をご用意

お客様評価 4.78 (5点満点中)

年間対応20,000件以上

簡単

大口注文
お受けします。



無料

挨拶状・のし
お付けできます。



お米
進呈

はじめてでも安心。
「弔事・お香典返しのしおり」

📦 お米2合 📦 挨拶状カードサンプル

【無料】お米&資料プレゼント

こちらより
お申し込み下さい。



お届けセット

京都



ぎへえ
八代目儀兵衛

www.okomeya.net

弔事専用窓口：0120-121-200

※月～金(祝日・定休日を除く)午前10時～午後5時/相談・お見積りは無料で対応しております
〒600-8883 京都府京都市下京区西七条北衣田町10

ぎへえ 法事

検索

LINE

LINEで
お問い合わせ



遺品整理のことなら ゼロミッションへ お任せください

精神面や時間の
関係上困難なことも
全てご相談ください。

遺品整理

プロとして
迅速に清掃させて
いただきます。

特殊清掃

どんな
ゴミの量でも
対応いたします。

ゴミ屋敷のお片付け

提携の弁護士・
司法書士を
ご紹介します。

相続のご相談

お客様にお手間は
かけさせません。

ハウスクリーニング

現地お見積りは
完全無料です。

リフォーム・解体

遺品整理

特殊清掃

ゴミ屋敷のお片付け[※]

※一般家庭の廃棄物収集運搬は、許可事業者と提携して行っております。

終活アドバイザーによるサポートはもちろんのこと、提携の弁護士・司法書士・税理士のご紹介もいたします。

相続関係でお困りのことなど、なんでもお気軽にご相談ください。

有限
会社

ゼロミッション



0120-539-145

埼玉県越谷市東越谷9-15-22

営業時間:8:00~20:00 定休日:無休



YouTubeも
ご覧ください!

URL: <https://zero-mission.jp/>

遺品整理 ゼロミッション

検索



東京都許可 第13-00-129591 埼玉県許可 第11011129591 千葉県許可 第1200129591

おみやみハンドブックを見たにご依頼いただいた方は5%OFFさせていただきます。

発行 中央区区民部区民生活課

電話 03-3546-5302

編集／制作 株式会社鎌倉新書

電話 03-6866-0885

令和5年（2023年）9月発行

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を中央区が推奨するものではありません。
広告に関するご質問等は株式会社鎌倉新書にお問い合わせください。

